

そ の 他		
項 目	基 準	チェック結果
17 自主防犯活動		
(1) 管理組合の結成 及び自主防犯活動	管理組合が結成されているか。又は、結成予定であるか。 管理組合を中心とした居住者による自主防犯活動が推進されると認められるか。 防犯協会が実施する防犯活動に協力が得られると認められるか。	必須 添付書 頁参照 必須 添付書 頁参照 推奨 添付書 頁参照

注1 照度

平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が50ルクス以上とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

平均水平面照度が20ルクス以上とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。

平均水平面照度が3ルクス以上とは、4メートル先の人挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

注2 防犯カメラの画角

画角C： 人物の胸部から上が画面全体を占める大きさで、人物の目鼻が見え、人相が認識できる。

画角B： 画面全体に人物の全身が写る大きさで、人物の特徴が分かる。

画角A： 画面全体のほぼ1/2の高さに人物の全身が写る大きさで、男女の区別がつく。

画角AA： 画面のほぼ1/3の高さに人物の全身が写る大きさで、人の数が分かる。

注3 防犯優良マンション認定事業について

平成17年6月に開催された犯罪対策閣僚会議の「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」において、防犯優良マンション認定制度の全国展開を図ることとされた。これを受けて、(財)全国防犯協会連合会、(社)日本防犯設備協会、(財)ベターリビングの3団体は、警察庁及び国土交通省の指導を得て、「防犯優良マンション認定事業支援要綱」「防犯優良マンション標準認定規程」「防犯優良マンション標準認定基準」を公表するとともに、既実施の都道府県を除く県を対象に平成19年4月を目途に認定事業を実施することとしている。この標準認定基準は「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針(平成18年4月改正)」を踏まえて策定されたものであるが、住戸の玄関は、防犯建物部品等の扉(枠を含む。)及び錠が設置されていること、共用廊下に面する住戸の

窓及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウインドウフィルムを貼付したものを含む。）面格子その他の建具が設置されていること、バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウインドウフィルムを貼付したものを含む。）その他の建具が設置されていることと定めている。

防犯建物部品とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」（以下「官民合同会議」という。）が公表した「防犯性能の高い建物部品目録（以下「目録」という。）に掲載された建物部品のうち、

騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては、5分以上耐える。

騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を耐えるという防犯性能を有しているものをいう。

防犯建物部品の同等品とは、官民合同会議以外の第三者機関が、官民合同会議と同等の方法により、目録に掲載された建物部品と同等の防犯性能を有していることが確かめられた建物部品をいう。

奈良県防犯モデルマンション審査基準（チェック表）の確認者

平成 年 月 日

会社名	
職名	
氏名	印